

死者に関する情報の開示請求取扱い基準について

1 改正法における死者の情報

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。よって、死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。(事務対応ガイド 3-2-1(3))

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。また、この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる。(事務対応ガイド 3-2-1(3))

※ 開示請求において不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

2 改正法施行に伴い対応が必要な事項

本市の現行制度においても、死者の情報は国と同様に「個人情報」には該当しないとしている。

なお、死者に関する情報が、遺族等の「請求者自身の個人情報であると考えられる情報」又は「社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報」であると考えられる場合は「千葉市死者に関する情報の開示取扱基準」に基づき、遺族等からの開示請求を受付けている。

よって、改正法施行後も同基準は維持し、開示請求ができる者については開示請求に係る法の規定に合わせて「任意代理人」を追加する。